

## 石綿（アスベスト）除去作業等に関する規制の見直しについて ～皆様からのご意見を募集します～

石綿は、耐熱性、耐摩耗性などに優れ、建設資材に多く使われてきましたが、吸い込むと肺ガン等の病気を引き起こすおそれがあるため、現在は使用が禁止されています。

石綿を除去する際の飛散防止対策の更なる強化を図るために、横浜市では「横浜市生活環境の保全等に関する条例」（以下、「条例」という。）の一部改正を行いました。

今後は、「横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則」（以下、「規則」という。）及び「石綿排出作業による大気汚染の防止に関する指導基準」（以下、「指導基準」という。）も一部改正する予定です。

つきましては規則及び指導基準を改正するにあたり、市民の皆様からのご意見を募集します。

### 1 おもな変更点

#### (1) 規則

届出書の記載事項や施工者が発注者に行う説明事項及び事前調査の掲示方法などについて規定しています。

① 石綿排出作業を伴う建設工事に該当しないことが明らかな建設工事（条例第 92 条の 2 第 1 項関係）

平成 18 年 9 月 1 日以後に設置した建築物を解体する建設工事等を規定します。

② 解体等建設工事に係る説明時期及び説明事項（条例第 92 条の 2 第 1 項関係）

説明は、解体等建設工事の開始の日までに行い、説明事項については調査終了年月日、調査方法、調査結果を規定します。

③ 事前調査に係る掲示方法及び掲示事項（条例第 92 条の 2 第 4 項関係）

掲示は、掲示板を設けることにより行い、掲示の内容については調査を行った者の氏名、調査終了年月日、調査方法、石綿排出作業に該当する場合は作業の種類を規定します。

#### (2) 指導基準

石綿除去等に関して、施工者が行う作業内容や石綿濃度測定方法及び発注者が提出する届出書に添付する内容等について規定しています。

① 集じん・排気装置の使用が義務付けられている作業の追加

- ・ 作業開始前に、使用する集じん・排気装置が正常に稼働することを使用する場所において粉じんを迅速に測定できる機器を用いること等により確認すること。
- ・ 作業開始後速やかに、使用する集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより、集じん・排気装置が正常に稼働することを確認すること。

② 石綿を含有する建材中にクリソタイル以外の石綿を含む場合の石綿濃度等の測定方法として、最新の環境省の「アスベストモニタリングマニュアル」を追加

③ 石綿排出作業の開始の届出に添付する事項の追加

- ・ 事前調査に係る掲示板の記載内容
- ・ 作業場所及びセキュリティゾーンの負圧管理計画等

## 2 意見公募の方法

- (1) 意見公募期間  
平成 26 年 7 月 1 日（火）から平成 26 年 7 月 30 日（水）まで  
(必着。郵送の場合は当日消印有効)
- (2) 意見公募ご案内の配布場所  
ア ウェブページによる掲載  
<http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/kaihatsu/kisei/taiki/iken.html>  
イ 環境創造局 大気・音環境課、市民情報センターにて閲覧・配布  
ウ 各区役所広報相談係にて閲覧・配布
- (3) ご意見の提出方法  
ア 郵送 〒231-0017  
横浜市中区港町 1-1 (関内中央ビル)  
横浜市 環境創造局 大気・音環境課 大気担当  
イ ファクシミリ FAX : 045-671-2809  
ウ 電子メール e-mail : ks-taiki@city.yokohama.jp  
※メール件名を【意見公募】としてください。
- (4) 問い合わせ先  
横浜市 環境創造局 大気・音環境課 大気担当  
電話 : 045-671-3843

## 3 関係法令等

- (1) 大気汚染防止法（環境省）  
<http://www.env.go.jp/air/osen/law/law.html>
- (2) 横浜市生活環境の保全等に関する条例（横浜市）  
<http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/etc/jyorei/jyorei/seikatsu/index2.html>
- (3) 建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル（環境省）  
[http://www.env.go.jp/air/asbestos/litter\\_ctrl/manual\\_td\\_1403/index.html](http://www.env.go.jp/air/asbestos/litter_ctrl/manual_td_1403/index.html)
- (4) アスベストモニタリングマニュアル（環境省）  
[http://www.env.go.jp/air/asbestos/monitoring\\_manu.html](http://www.env.go.jp/air/asbestos/monitoring_manu.html)

お問合せ先
環境創造局大気・音環境課長 前川 渡 Tel 045-671-2476